

議案第90号

幕別町防災会議条例の一部を改正する条例

幕別町防災会議条例（昭和38年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び水防法（昭和24年法律第193号）第25条に規定する幕別町水防計画」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第2条中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。

(4) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条第2項の規定により幕別町水防計画を審議すること。

第3条第5項中「30人以内」を「33人以内」に改め、同項第4号から第8号までの規定中「指名」を「任命」に改め、同項中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
第3条第6項中「第9号」を「第10号」に改める。

附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。